

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新													
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域(イ欄に規定する都道府県については以下「東日本」、ウ欄に規定する府県については以下「西日本」といいます。)をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域(イ欄に規定する都道府県については以下「東日本」、ウ欄に規定する府県については以下「西日本」といいます。)をまたがるもの	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第6項第1号又は第2号に規定する都道府県の区域(第1号に規定する都道府県については以下「東日本」、第2号に規定する府県については以下「西日本」といいます。)をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 (令和8年6月18日相制第155500000891号) (実施時期) この改正規定は、令和8年6月18日から実施します。</p>		用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第6項第1号又は第2号に規定する都道府県の区域(第1号に規定する都道府県については以下「東日本」、第2号に規定する府県については以下「西日本」といいます。)をまたがるもの
用語	意味														
1～99 (略)	(略)														
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域(イ欄に規定する都道府県については以下「東日本」、ウ欄に規定する府県については以下「西日本」といいます。)をまたがるもの														
用語	意味														
1～99 (略)	(略)														
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第6項第1号又は第2号に規定する都道府県の区域(第1号に規定する都道府県については以下「東日本」、第2号に規定する府県については以下「西日本」といいます。)をまたがるもの														